

現 行	改正案
<p>(約款の効力)</p> <p>第1条 当社の経営にかかる次の一般自動車道（以下「自動車道」という）の供用に関してする契約は、特約のある場合を除き、この約款によるものとする。</p> <p>ただし、この約款に定めのない事項については、法令の規定又は一般の習慣によるものとする。</p> <p>嵐山－高雄パークウェイ                  起点 京都市右京区嵯峨鳥居本仙翁町1 2番地の2                  終点 京都市右京区梅ヶ畑御経坂町3 0番地の4</p> <p>第1条の2 当社が定める供用約款は、社会情勢の変化その他合理的必要性がある場合には、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとする。</p> <p>2 前項によるこの供用約款の変更に際しては、変更後の内容と適用開始日を、インターネットその他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとする。</p> <p>(供用期間等)</p> <p>第2条 自動車道は通年使用できるものとし、自動車道を使用できる時間は午前7時より午後12時までとする。ただし季節その他に応じて変更するときは、営業所及び料金徴収所にこれを掲示する。</p> <p>(使用料金)</p> <p>第3条 自動車道の使用料金は、供用の日において国土交通大臣の認可を受けている使用料金とする。</p> <p>(使用券)</p> <p>第4条 使用券の種類は次のとおりとする。</p> <p>(1) 普通使用券                  (2) 前売使用券                  (3) 回数使用券</p> <p>(使用券の收受等)</p> <p>第5条 自動車道を通行する自動車の運転者及びその同乗者（以下「使用者」という）は、所定の料金徴収所において、使用料金を支払うとともに普通使用券を受け取り、又は前売使用券若しくは回数使用券を提示して、所定の手続を受けなければならない。</p> <p>(使用券の所持等)</p> <p>第6条 使用者は、前条の料金徴収所を通過してからその自動車道の使用を終えるまでの間、同条の使用券を所持し、当社の係員から請求のあった場合はこれを提示しなければならない。ただし、当社の係員が使用券を回収した場合はこの限りでない。</p> <p>2. 当社は、使用者が前項の提示をしない場合は、自動車道に進入した後に使用券を紛失したことが明らかな場合を除き、使用料金を収受する。</p>	<p>(約款の効力)</p> <p>第1条 当社の経営にかかる次の一般自動車道（以下「自動車道」という）の供用に関してする契約は、特約のある場合を除き、この約款によるものとする。</p> <p>ただし、この約款に定めのない事項については、法令の規定又は一般の習慣によるものとする。</p> <p>嵐山－高雄パークウェイ                  起点 京都市右京区嵯峨鳥居本仙翁町1 2番地の2                  終点 京都市右京区梅ヶ畑御経坂町3 0番地の4</p> <p>第1条の2 当社が定める供用約款は、社会情勢の変化その他合理的必要性がある場合には、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとする。</p> <p>2 前項によるこの供用約款の変更に際しては、変更後の内容と適用開始日を、インターネットその他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとする。</p> <p>(供用期間等)</p> <p>第2条 自動車道は通年使用できるものとし、自動車道を使用できる時間は<u>4時より24時</u>までとする。ただし季節その他に応じて変更するときは、営業所及び料金徴収所にこれを掲示する。</p> <p>(使用料金)</p> <p>第3条 自動車道の使用料金は、供用の日において国土交通大臣の認可を受けている使用料金とする。</p> <p>(使用券)</p> <p>第4条 使用券の種類は次のとおりとする。</p> <p>(1) 普通使用券  <del>(2) 前売使用券</del>                  (2) 回数使用券</p> <p>(使用券の有効期間)</p> <p><u>第5条 使用券の有効期間は次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 普通使用券の有効期間は券面に表示された日とする。</u></p> <p><u>(2) 回数使用券の有効期間は購入月の翌月から起算し6か月後の月末とする。</u></p> <p>(使用券の收受等)</p> <p>第6条 自動車道を通行する自動車の運転者及びその同乗者（以下「使用者」という）は、所定の料金徴収所において、使用料金を支払うとともに普通使用券を受け取り、又は前売使用券若しくは回数使用券を提示して、所定の手続を受けなければならない。</p> <p>(使用券の所持等)</p> <p>第7条 使用者は、前条の料金徴収所を通過してからその自動車道の使用を終えるまでの間、同条の使用券を所持し、当社の係員から請求のあった場合はこれを提示しなければならない。ただし、当社の係員が使用券を回収した場合はこの限りでない。</p> <p>2. 当社は、使用者が前項の提示をしない場合は、自動車道に進入した後に使用券を紛失したことが明らかな場合を除き、使用料金を収受する。</p>

現 行	改正案
<p>(自動車道の不正使用)</p> <p>第7条 当社は、自動車道を不正に使用したものについては、使用料金のほかにその倍額に相当する金額を徴収することができる。</p> <p>(使用料金の払戻等)</p> <p>第8条 当社は、未使用で且つ有効期間内の使用券について払戻の請求があった場合は、回数使用券については1冊につき100円、その他の使用券については1枚につき50円の手数料を収受して払戻す。</p> <p>2. 一部使用した回数使用券の払戻金額は、券面表示金額から使用した券片表示相当額を差引いた金額とする。ただしこの場合にも前項の手数料は収受する。</p> <p>3. 当社は、天災その他やむを得ない理由により自動車道の供用ができなくなった場合は、普通使用券及び前売使用券については収受した使用料金に相当する金額を払戻し、回数使用券については当該券片が再使用できる有効証印を押印する。</p> <p>4. 前項の規定は、自動車道の供用ができなくなったことにつき責任のある使用者にたいしては適用しない。</p> <p>5. 当社は、使用者が第3項以外の理由により自動車道からの退去を求められた場合は、使用料金の払戻しをしない。</p> <p>(係員の指示)</p> <p>第9条 使用者は、当社の係員が自動車道の安全の維持又は交通整理のためにする職務上の指示に従わなければならない。</p> <p>(供用の拒絶)</p> <p>第10条 当社は次の場合は自動車道の供用を拒絶する。</p> <p>(1) 自動車道の使用が法令又は保安上の供用制限の規定に違反する場合。</p> <p>(2) 自動車道の使用が供用時間外となる場合。</p> <p>(3) 自動車道の使用が他の自動車の通行に著しく支障を及ぼすおそれがある場合。</p> <p>(4) 自動車道の使用が公の秩序又は善良の風俗に反する場合。</p> <p>(5) 国又は地方公共団体若しくはこれに準ずる団体の主催する特別な各種催し物の場として使用するため、一時閉鎖する場合。</p> <p>(6) 天災その他やむを得ない理由により自動車道の通行に支障がある場合。</p> <p>2. 当社は、使用者が前条若しくは第13条の規定に違反した場合、又は自動車道の使用が前項第1号から第5号までのいずれじかに該当することになった場合、若しくは前項第6号の事態が発生した発生した場合は、使用者に自動車道からの退去を求めることができる。</p> <p>(当社の責任)</p> <p>第11条 当社は、自動車道の管理に瑕疵があったためその使用により、使用者の生命・身体又は財産に被害を与えた場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いてこれを賠償する。</p> <p>(1) 使用者の故意又は過失。</p> <p>(2) 当社の責任によらない自動車相互の接触又は衝突。</p> <p>(3) 盗難その他第三者による損害。</p> <p>(4) 天災事変その他の不可抗力。</p> <p>2. 前項の場合においては当社の責任は、使用者が自動車道に進入したときに始まり、自動車道から退去したときに終わる。</p> <p>(使用者の責任)</p> <p>第12条 自動車道又はこれに附属する設備を故意または過</p>	<p>(自動車道の不正使用)</p> <p>第8条 当社は、自動車道を不正に使用したものについては、使用料金のほかにその倍額に相当する金額を徴収することができる。</p> <p>(使用料金の払戻等)</p> <p>第9条 当社は、未使用で且つ有効期間内の回数使用券について払戻の請求があった場合は、<del>回数使用券については1冊につき100円、その他の使用券については1枚につき50円</del>の手数料を収受して払戻す。</p> <p>2. 一部使用した回数使用券の払戻金額は、券面表示金額から使用した券片表示相当額を差引いた金額とする。ただしこの場合にも前項の手数料は収受する。</p> <p>3. 当社は、天災その他やむを得ない理由により自動車道の供用ができなくなった場合は、普通使用券<del>及び前売使用券</del>については収受した使用料金に相当する金額を払戻し、回数使用券については当該券片が再使用できる有効証印を押印する。</p> <p>4. 前項の規定は、自動車道の供用ができなくなったことにつき責任のある使用者にたいしては適用しない。</p> <p>5. 当社は、使用者が第3項以外の理由により自動車道からの退去を求められた場合は、使用料金の払戻しをしない。</p> <p>(係員の指示)</p> <p>第10条 使用者は、当社の係員が自動車道の安全の維持又は交通整理のためにする職務上の指示に従わなければならない。</p> <p>(供用の拒絶)</p> <p>第11条 当社は次の場合は自動車道の供用を拒絶する。</p> <p>(1) 自動車道の使用が法令又は保安上の供用制限の規定に違反する場合。</p> <p>(2) 自動車道の使用が供用時間外となる場合。</p> <p>(3) 自動車道の使用が他の自動車の通行に著しく支障を及ぼすおそれがある場合。</p> <p>(4) 自動車道の使用が公の秩序又は善良の風俗に反する場合。</p> <p>(5) 国又は地方公共団体若しくはこれに準ずる団体の主催する特別な各種催し物の場として使用するため、一時閉鎖する場合。</p> <p>(6) 天災その他やむを得ない理由により自動車道の通行に支障がある場合。</p> <p>2. 当社は、使用者が前条若しくは第14条の規定に違反した場合、又は自動車道の使用が前項第1号から第5号までのいずれかに該当することになった場合、若しくは前項第6号の事態が発生した発生した場合は、使用者に自動車道からの退去を求めることができる。</p> <p>(当社の責任)</p> <p>第12条 当社は、自動車道の管理に瑕疵があったためその使用により、使用者の生命・身体又は財産に被害を与えた場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いてこれを賠償する。</p> <p>(1) 使用者の故意又は過失。</p> <p>(2) 当社の責任によらない自動車相互の接触又は衝突。</p> <p>(3) 盗難その他第三者による損害。</p> <p>(4) 天災事変その他の不可抗力。</p> <p>2. 前項の場合においては当社の責任は、使用者が自動車道に進入したときに始まり、自動車道から退去したときに終わる。</p> <p>(使用者の責任)</p> <p>第13条 自動車道又はこれに附属する設備を故意または過</p>

現 行	改正案
<p>失により毀損した使用者は、これを原状に復し又はその損害を賠償しなければならない。</p> <p>(物品の販売等の禁止)</p> <p>第13条 使用者は、当社の自動車道及びその附属施設において物品の売買又は頒布、宣伝その他これに類する行為をしてはならない。</p>	<p>失により毀損した使用者は、これを原状に復し又はその損害を賠償しなければならない。</p> <p>(物品の販売等の禁止)</p> <p>第14条 使用者は、当社の自動車道及びその附属施設において物品の売買又は頒布、宣伝その他これに類する行為を行う際は、当社の許可を受けなければならない。</p>